

富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金〈令和8年度〉

(令和7年度からの変更点…赤字が変更点になります。)

補助対象設備の種類	補助金の額・要件	
	令和7年度	令和8年度
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	●補助額:停電時自立運転機能あり 上限10万円	左に同じ
定置用リチウムイオン蓄電システム	●補助額:上限7万円 ■要件:県の共同購入支援事業により設置したのも可	左に同じ
窓の断熱改修	●補助額:補助対象経費の1/4 (上限8万円)	左に同じ
	●補助額:補助対象経費の1/4 (上限8万円×改修戸数) ■要件:補助事業を実施するものが管理する共同住宅又は長屋	左に同じ
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	●補助額 太陽光+V2H併設:上限15万円 太陽光併設:上限10万円 ■太陽光発電設備を併設すること。 ※導入(納車)後の申請も可	左に同じ
V2H充放電設備	●補助額:補助対象経費の1/10 (上限25万円) ■要件:太陽光発電設備と電気自動車を併設すること。	左に同じ
集合住宅用充電設備 (急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント及びコンセントスタンド)※2	●補助額: 住民のみ利用可能(国が実施する補助金※1を併用する場合):国が実施する補助金の額の1/3(上限50万円×設置する基数〔複数口は口数〕)	左に同じ
	なし	住民のみ利用可能(国が実施する補助金※1を併用しない場合) 国が実施する補助金の補助金額を基準とし、その基準額の1/3(上限50万円×設置する基数〔複数口は口数〕)
	住民以外も利用可能:国が実施する補助金の額の2/3(上限100万円×設置する基数〔複数口は口数〕)	
集合住宅用充電設備 住民の合意形成のための資料※3	●補助額:上限15万円	左に同じ

※1 国が実施する補助金：クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金

※2及び※3について申請を御検討される場合は、市担当へ事前に御相談ください。

【その他変更点】

- ★別表第1「補助対象設備の要件」中の、国に登録されている対象年度を「令和5年度」から「令和6年度」に変更しました（当該年度を含む過去3年度分を対象）。
- ★集合住宅での窓の断熱改修、集合住宅用充電設備、住民の合意形成のための資料の補助の場合の、交付申請書の添付書類として、令和7年12月1日に従来の健康保険証の有効期限が満了となったことにより、マイナンバーカードの健康保険証利用が資格確認書の提示に移行したことから、交付申請書の添付書類のうち、「健康保険証」を削除しました。また、「資格確認証」を「資格確認書」と修正しました。

【注意事項】

- ★当該事業に着手する前・導入前に、市へ交付申請が必要です（電気自動車・プラグインハイブリッド・集合住宅・住民の合意形成のための資料を除く）
- ★令和9年3月10日までに実績報告書の提出が必要です